

鳥取県告示第 866 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第 12 項において準用する同法第 34 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
岩井平和橋特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町大字岩井地内の町道岩井平和橋線と町道岩井中央線との交点を起点とし、同所から町道岩井中央線を東方に進み、国道 9 号に至り、同国道を東方に進み、町道長谷 1 号線に至り、同町道を東南に進み、町道長谷真名線真名台橋北端に至り、同橋を渡り、同町道を西方及び南西に進み、町道岩井真名線に至り、同町道を北西に進み、町道岩井平和橋線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成19年11月 1 日から平成29年 10月31日まで
二本松特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町二本松地内の町道殿河内二本松線と第 3 防火線南方の山道との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、土塁に至り、同土塁を南方に進み、下市川の西側の支流に至り、同支流右岸を南方に進み、土塁に至り、同土塁を西方に進み、宮川に至り、同川左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土塁に至り、同土塁を東方に進み、第 3 防火線南方の山道に至り、同山道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
舟場特定猟具（銃器）使用禁止区域	日野郡日野町舟場地内の県道西伯根雨線と町道下黒坂線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、国道181号に至り、同国道を西方及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を西方に進み、町道大谷線に至り、同町道を西方に進み、町道下黒坂線に至り、同町道を東方及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃